自動車賃貸借契約書

KBS Corporation(以下「甲」という)と(以下「乙」という)は、自動車の賃貸
借について、次の通り契約する。
(賃貸物件)
第1条 甲は、乙に対し、下記の自動車 台(以下「本件自動車」という)を賃貸し、乙はこれを
借受ける。
1 車 名
2 登録番号
(期間)
第2条 本件賃貸借契約の期間は、令和年月日から令和年月日までとす
ි
2 前項の期間は、甲及び乙の合意によって更新できる。
(賃料)
第3条 乙は、甲に対し、日額金
(事故の処理)
第4条 本件自動車の運行によって第三者に損害を与えた場合、乙は、乙の法的責任の有無にかかわ
らず、損害を被った第三者に対して誠実に対応し、解決のために要する一切の費用は、甲が支
払ったものも含めて乙が負担するものとする。
(修理費等)
第5条 本件自動車の修理等の費用は、乙の負担とする。
(転貸)
第7条 乙は、本件自動車を転貸し、又は本賃貸借契約に基づく賃借権を譲渡してはならない。
(法令の遵守)
第8条 乙は、本件自動車の運行にあたり、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。
(無催告解除)
第9条 乙に本契約に基づく債務の不履行があった場合、甲は、何らの催告を要せずに本契約を解除
することができる。
(必要費・有益費)
第10条 乙は、甲に対し、本件自動車の必要費及び有益費の償還を請求できない。
上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。
令和
KBS Corporation

借主(乙)所在地

氏名

代表取締役 中島 隆志